



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

Press Release

滋賀労働局発表  
令和6年12月23日(月)

担 当	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 古川 英一
	課長補佐 近藤 健治
	高齢者対策担当官 淵崎 彰一 (電話)077-526-8686

## 令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

滋賀労働局(局長 多和田 治彦)では、このたび、令和6年「高齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業2,205社からの報告に基づき、このような高齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです\*。

今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、労働局、ハローワークによる必要な指導や助言を実施していきます。

\*集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ [ ] は対前年差

## I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(7ページ表1、8ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [0.1ポイント増加]

- ・ 中小企業では99.9% [0.1ポイント増加]、大企業では100.0% [変動なし]
- ・ 高年齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、  
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が70.5% [1.3ポイント減少]、  
「定年の引上げ」により実施している企業は25.5% [1.4ポイント増加]

## II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (9ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9% [2.1ポイント増加]

- ・ 中小企業では32.7% [2.1ポイント増加]、大企業では17.8% [2.1ポイント増加]

## III 企業における定年制の状況 (10ページ表5)

65歳以上定年企業 (定年制の廃止企業を含む) は29.5% [1.4ポイント増加]

### <集計対象>

- 県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者が21人以上の企業2,205社  
(報告書用紙送付企業数2,425社)
  - ・ 中小企業 (21~300人規模) : 2,098社
  - ・ 大企業 (301人以上規模) : 107社

## 1 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 65歳までの高齢者雇用確保措置の状況（7 ページ表 1）

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」<sup>注1</sup>という。）を実施済みの企業（2,202社）は、報告した企業全体の99.9% [0.1ポイント増加] で、中小企業では99.9%<sup>注2</sup> [0.1ポイント増加]、大企業では100.0% [変動なし] であった。

#### 注1 雇用確保措置

高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入<sup>※</sup>

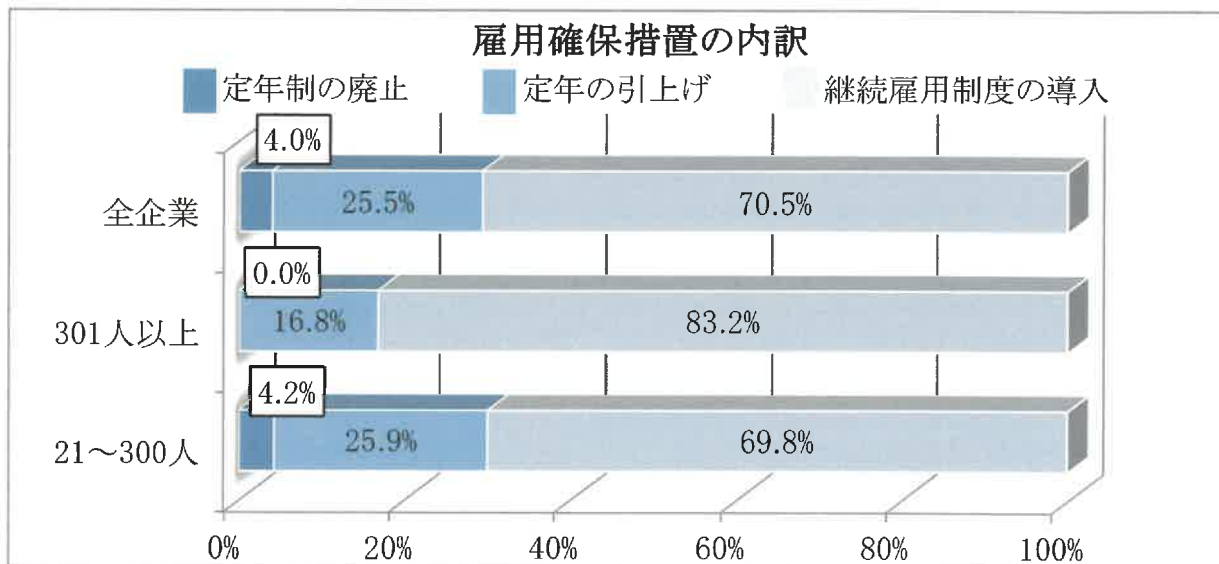
※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能（経過措置）。基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げており、令和4年4月1日から令和7年3月31日における基準を適用できる年齢は64歳である。

#### 注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%となる数値については小数点第2位以下を切り上げ、100%となる数値については、小数点第2位以下を切り捨てとしている数値がある。

### (2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（8 ページ表 3-1）

雇用確保措置を実施済みの企業（2,202社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（89社）は4.0% [変動なし]、定年の引上げ（561社）は25.5% [1.4ポイント増加]、継続雇用制度の導入（1,552社）は70.5% [1.3ポイント減少] であった。



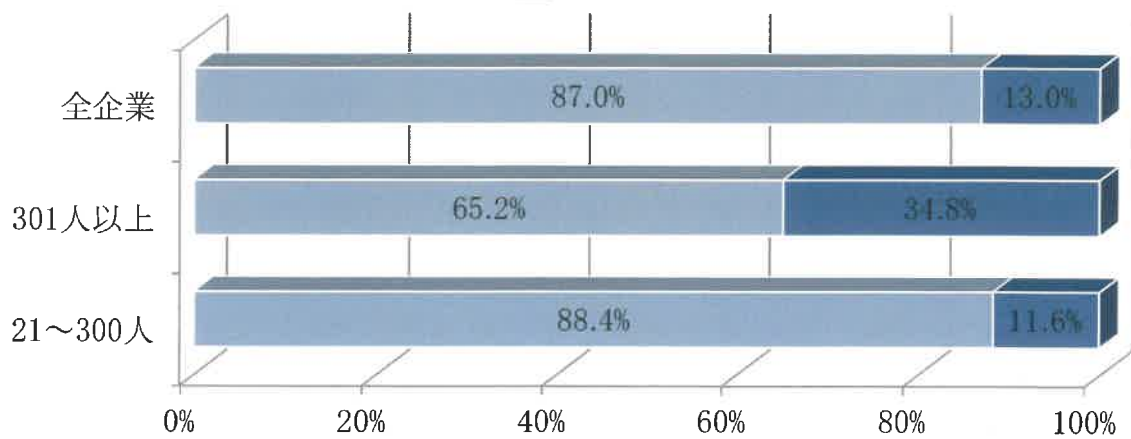
### (3) 継続雇用制度の導入により雇用確保措置を講じている企業の状況（8 ページ表 3-2）

継続雇用制度の導入を行うことで雇用確保措置を講じている企業（1,552社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は87.0% [1.1ポイント増加] で、中小企業では88.4% [1.2ポイント増加]、大企業では65.2% [0.4ポイント減少] であった。

一方、経過措置に基づき、対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、企業規模計では13.0% [1.1ポイント減少] であったが、大企業に限ると34.8% [0.4ポイント減少] であった。

## 継続雇用制度の内訳

希望者全員を対象とする継続雇用制度 ■ 経過措置に基づく基準対象者とする継続雇用制度



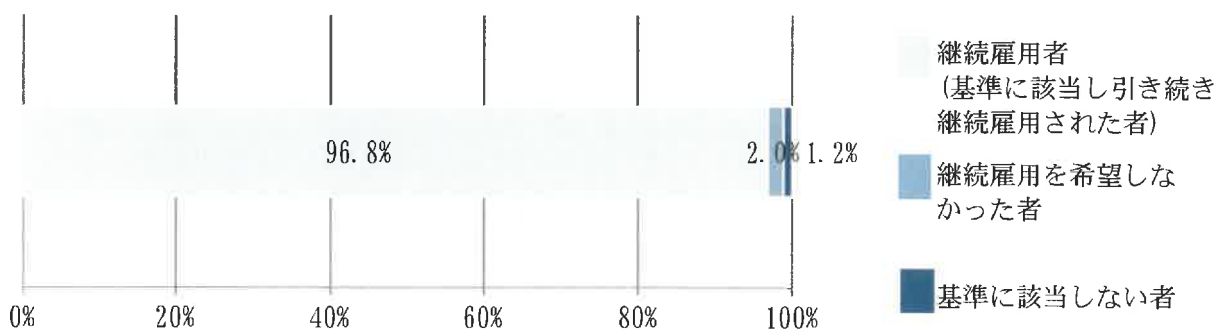
(参考) 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況<sup>注3</sup> (10 ページ表 6)

上記 1 (1) の注 1 に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去 1 年間 (令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日) に、基準を適用できる年齢 (64 歳) に到達した者 (252 人) のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 96.8% [2.7 ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は 2.0% [3.2 ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 1.2% [0.5 ポイント増加] であった。

注 3 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが 100% とはならない。

## 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況



## 2 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況<sup>注 4</sup> (9 ページ表 4-1)

### (1) 70 歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置 (以下「就業確保措置」<sup>注 5</sup> という。) を実施済みの企業 (704 社) は、報告した企業全体の 31.9% [2.1 ポイント増加] で、中小企業では 32.7% [2.1 ポイント増加]、大企業では 17.8% [2.1 ポイント増加] であった。

### (2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業 (704 社) について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止 (89 社) は 4.0% [変動なし]、定年の引上げ (37 社) は 1.7% [0.2 ポイント増加]、継続雇用制度の導入 (578 社) は 26.2% [1.9 ポイント増加]、創

業支援等措置<sup>注6</sup>の導入（0社）は0.0%〔変動なし〕であった。

注4 本集計に係る留意点

本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが就業確保措置実施済み企業の割合に一致しない場合がある。

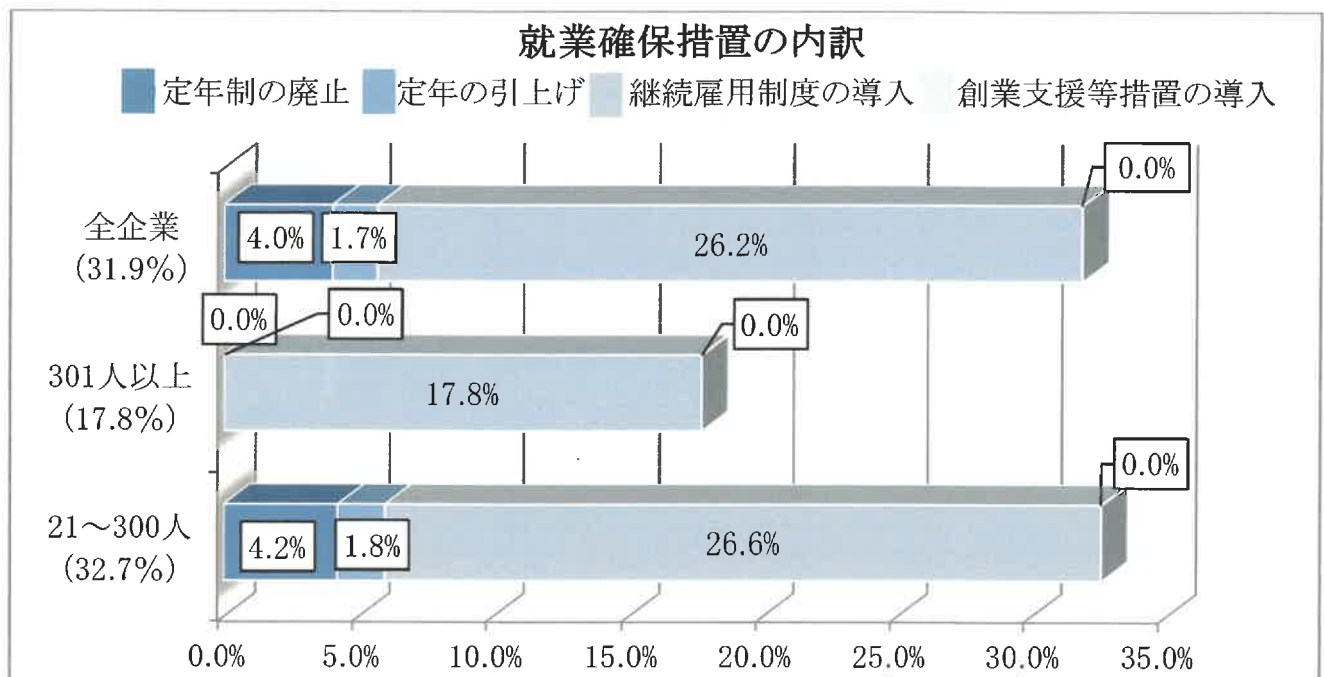
注5 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

注6 創業支援等措置

注5の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



**3 企業における定年制の状況**（10ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（89社）は4.0%〔変動なし〕
- ・ 定年を60歳とする企業（1,495社）は67.8%〔1.8ポイント減少〕
- ・ 定年を61～64歳とする企業（60社）は2.7%〔0.4ポイント増加〕
- ・ 定年を65歳とする企業（499社）は22.6%〔1.3ポイント増加〕
- ・ 定年を66～69歳とする企業（25社）は1.1%〔0.1ポイント減少〕
- ・ 定年を70歳以上とする企業（37社）は1.7%〔0.2ポイント増加〕

## 企業における定年制の状況

定年制の廃止 60歳定年 61～64歳定年 65歳定年 66～69歳定年 70歳以上定年

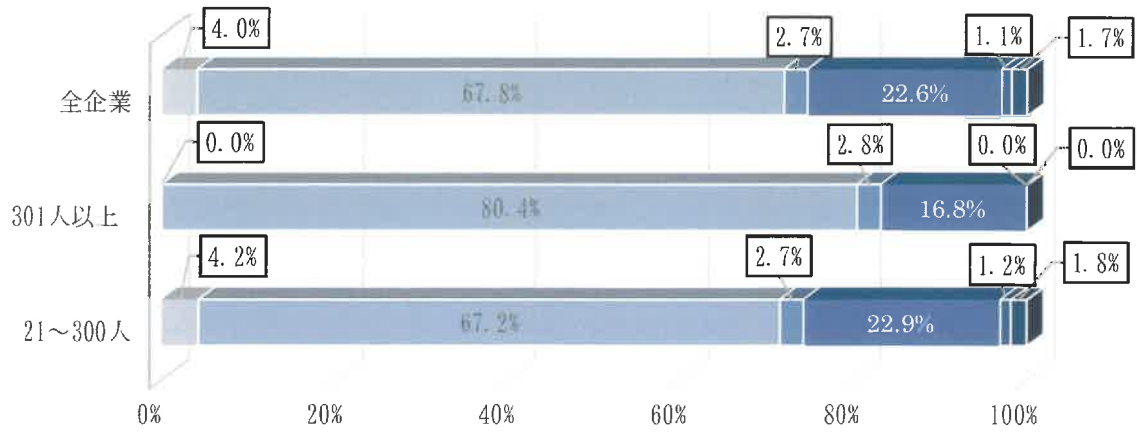


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	2,202	(2,213)	3	(5)	2,205	(2,218)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,592	(1,606)	2	(4)	1,594	(1,610)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	2,095	(2,105)	3	(5)	2,098	(2,110)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	610	(607)	1	(1)	611	(608)
	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	1,485	(1,498)	2	(4)	1,487	(1,502)
	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	107	(108)	0	(0)	107	(108)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ( )内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「31人以上総計」および「31人~300人」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	合計	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
		99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)				
	21~30人	99.8%	(99.8%)	0.2%	(0.2%)				
	31~50人	99.7%	(99.8%)	0.3%	(0.2%)				
	51~100人	100.0%	(99.4%)	0.0%	(0.6%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別	合計	21人以上		31人以上					
		99.9%	(99.8%)	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	0.1%	(0.2%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	98.5%	(100.0%)	98.7%	(100.0%)	1.5%	(0.0%)	1.3%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	99.4%	(100.0%)	99.2%	(100.0%)	0.6%	(0.0%)	0.8%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	(99.6%)	100.0%	(99.4%)	0.0%	(0.4%)	0.0%	(0.6%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(98.3%)	100.0%	(97.7%)	0.0%	(1.7%)	0.0%	(2.3%)
	医療、福祉	100.0%	(99.3%)	100.0%	(99.3%)	0.0%	(0.7%)	0.0%	(0.7%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	0.0%	(100.0%)	0.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ ( )内は、令和5年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の①について、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとし、②について、小数点第2位以下を四捨五入することで0%となる場合は、小数点第2位以下を切り上げとしている。なお、0.0%は報告企業が存在しなかった項目である。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	89 (89) 4.0% (4.0%)	561 (534) 25.5% (24.1%)	1,552 (1,590) 70.5% (71.8%)	2,202 (2,213) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	47 (54) 3.0% (3.4%)	410 (373) 25.8% (23.2%)	1,135 (1,179) 71.3% (73.4%)	1,592 (1,606) 100.0% (100.0%)
21~300人	89 (89) 4.2% (4.2%)	543 (522) 25.9% (24.8%)	1,463 (1,494) 69.8% (71.0%)	2,095 (2,105) 100.0% (100.0%)
21~30人	42 (35) 6.9% (5.8%)	151 (161) 24.8% (26.5%)	417 (411) 68.4% (67.7%)	610 (607) 100.0% (100.0%)
31~300人	47 (54) 3.2% (3.6%)	392 (361) 26.4% (24.1%)	1,046 (1,083) 70.4% (72.3%)	1,485 (1,498) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	18 (12) 16.8% (11.1%)	89 (96) 83.2% (88.9%)	107 (108) 100.0% (100.0%)

※( )内は、令和5年6月1日現在の数値。  
 ※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。  
 ※「②定年の引上げ」は、定年年齢を65歳以上としている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢が65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。  
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	1,351 (1,366) 87.0% (85.9%)	201 (224) 13.0% (14.1%)	1,552 (1,590) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	959 (979) 84.5% (83.0%)	176 (200) 15.5% (17.0%)	1,135 (1,179) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,293 (1,303) 88.4% (87.2%)	170 (191) 11.6% (12.8%)	1,463 (1,494) 100.0% (100.0%)
21~30人	392 (387) 94.0% (94.2%)	25 (24) 6.0% (5.8%)	417 (411) 100.0% (100.0%)
31~300人	901 (916) 86.1% (84.6%)	145 (167) 13.9% (15.4%)	1,046 (1,083) 100.0% (100.0%)
301人以上	58 (63) 65.2% (65.6%)	31 (33) 34.8% (34.4%)	89 (96) 100.0% (100.0%)

※( )内は、令和5年6月1日現在の数値。  
 ※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							小計 (②~⑦)	合計 (①~⑦)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等			
21人以上 総計	1,479 (1,514) 95.3% (95.2%)	44 (47) 2.8% (3.0%)	15 (10) 1.0% (0.6%)	11 (14) 0.7% (0.8%)	1 (3) 0.1% (0.2%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (2) 0.1% (0.1%)	73 (76) 4.7% (4.8%)	1,552 (1,590) 100.0% (100.0%)	
31人以上 総計	1,072 (1,115) 94.4% (94.8%)	38 (42) 3.3% (3.6%)	14 (8) 1.2% (0.7%)	10 (12) 0.9% (1.0%)	0 (1) 0.0% (0.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	1 (1) 0.1% (0.1%)	63 (64) 5.6% (5.4%)	1,135 (1,179) 100.0% (100.0%)	
21~300人	1,402 (1,428) 95.8% (95.6%)	36 (39) 2.5% (2.6%)	13 (10) 0.9% (0.7%)	9 (12) 0.6% (0.8%)	1 (3) 0.1% (0.2%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (2) 0.1% (0.1%)	61 (66) 4.2% (4.4%)	1,463 (1,494) 100.0% (100.0%)	
21~30人	407 (399) 97.6% (97.1%)	6 (5) 1.4% (1.2%)	1 (2) 0.2% (0.5%)	1 (2) 0.2% (0.5%)	1 (2) 0.2% (0.5%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	1 (1) 0.2% (0.2%)	10 (12) 2.4% (2.9%)	417 (411) 100.0% (100.0%)	
31~300人	995 (1,029) 95.1% (95.0%)	30 (34) 2.9% (3.1%)	12 (8) 1.1% (0.7%)	8 (10) 0.8% (0.9%)	0 (1) 0.0% (0.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	1 (1) 0.1% (0.1%)	51 (54) 4.9% (5.0%)	1,046 (1,083) 100.0% (100.0%)	
301人以上	77 (86) 86.5% (89.6%)	8 (8) 9.0% (8.3%)	2 (0) 2.2% (0.0%)	2 (2) 2.2% (2.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	12 (10) 13.5% (10.4%)	89 (96) 100.0% (100.0%)	

※( )内は、令和5年6月1日現在の数値。  
 ※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。  
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。



表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②未実施		合計 (①+②)	
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度 の導入	創業支援等措置の 導入						
21人以上総計	704 (662)	89 (89)	37 (34)	578 (539)	0 (0)	1,501 (1,556)	2,205 (2,218)			
	31.9% (29.8%)	4.0% (4.0%)	1.7% (1.5%)	26.2% (24.3%)	0.0% (0.0%)	68.1% (70.2%)	100.0% (100.0%)			
31人以上総計	520 (496)	47 (54)	26 (23)	447 (419)	0 (0)	1,074 (1,114)	1,594 (1,610)			
	32.6% (30.8%)	2.9% (3.4%)	1.6% (1.4%)	28.0% (26.0%)	0.0% (0.0%)	67.4% (69.2%)	100.0% (100.0%)			
21~300人	685 (645)	89 (89)	37 (34)	559 (522)	0 (0)	1,413 (1,465)	2,098 (2,110)			
	32.7% (30.6%)	4.2% (4.2%)	1.8% (1.6%)	26.6% (24.7%)	0.0% (0.0%)	67.3% (69.4%)	100.0% (100.0%)			
21~30人	184 (166)	42 (35)	11 (11)	131 (120)	0 (0)	427 (442)	611 (608)			
	30.1% (27.3%)	6.9% (5.8%)	1.8% (1.8%)	21.4% (19.7%)	0.0% (0.0%)	69.9% (72.7%)	100.0% (100.0%)			
31~300人	501 (479)	47 (54)	26 (23)	428 (402)	0 (0)	986 (1,023)	1,487 (1,502)			
	33.7% (31.9%)	3.2% (3.6%)	1.7% (1.5%)	28.8% (26.8%)	0.0% (0.0%)	66.3% (68.1%)	100.0% (100.0%)			
301人以上	19 (17)	0 (0)	0 (0)	19 (17)	0 (0)	88 (91)	107 (108)			
	17.8% (15.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	17.8% (15.7%)	0.0% (0.0%)	82.2% (84.3%)	100.0% (100.0%)			

※( )内は、令和5年6月1日現在の数値。ただし、「② 未実施」については、令和5年表4-1における「②就業確保措置相当の措置実施」および「③その他未実施」の合算値。  
 ※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。  
 ※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
	合計		合計	
	31.9%	(29.8%)	68.1%	(70.2%)
21~30人	30.1%	(27.3%)	69.9%	(72.7%)
31~50人	34.3%	(31.2%)	65.7%	(68.8%)
51~100人	36.1%	(35.6%)	63.9%	(64.4%)
101~300人	29.5%	(27.7%)	70.5%	(72.3%)
301~500人	20.0%	(15.9%)	80.0%	(84.1%)
501~1,000人	16.7%	(14.7%)	83.3%	(85.3%)
1,001人以上	9.1%	(18.2%)	90.9%	(81.8%)
産業別	21人以上		31人以上	
	合計		合計	
	31.9%	(29.8%)	32.6%	(30.8%)
農、林、漁業	33.3%	(72.7%)	37.5%	(100.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
建設業	34.6%	(31.6%)	33.3%	(33.7%)
製造業	27.6%	(25.2%)	25.8%	(23.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
情報通信業	33.3%	(16.7%)	20.0%	(18.2%)
運輸、郵便業	40.6%	(38.1%)	42.9%	(41.7%)
卸売業、小売業	27.0%	(23.2%)	31.1%	(25.9%)
金融業、保険業	29.4%	(35.7%)	33.3%	(41.7%)
不動産業、物品賃貸業	29.7%	(28.2%)	36.0%	(36.7%)
学術研究、専門・技術サービス業	25.0%	(22.4%)	25.0%	(24.0%)
宿泊業、飲食サービス業	22.6%	(25.0%)	20.5%	(23.1%)
生活関連サービス業、娯楽業	35.9%	(39.1%)	41.7%	(40.8%)
教育、学習支援業	23.6%	(18.6%)	25.6%	(23.3%)
医療、福祉	36.1%	(34.2%)	37.9%	(35.5%)
複合サービス事業	30.8%	(15.8%)	36.4%	(14.3%)
サービス業(他に分類されないもの)	39.8%	(39.0%)	39.8%	(39.3%)
その他	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	68.1%	(70.2%)	67.4%	(69.2%)

※( )内は、令和5年6月1日現在の数値。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		定年制あり							
		60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	89 (88) 4.0% (4.0%)	1,495 (1,544) 67.8% (69.6%)	60 (51) 2.7% (2.3%)	499 (473) 22.9% (21.3%)	25 (27) 1.1% (1.2%)	37 (34) 1.7% (1.5%)	650 (623) 29.5% (28.1%)	2,205 (2,218) 100.0% (100.0%)	
31人以上 総計	47 (54) 2.9% (3.4%)	1,086 (1,138) 68.1% (7.7%)	51 (45) 3.2% (2.8%)	383 (329) 22.8% (20.4%)	21 (21) 1.3% (1.3%)	26 (23) 1.6% (1.4%)	457 (427) 26.7% (26.5%)	1,594 (1,610) 100.0% (100.0%)	
21～300人	89 (88) 4.2% (4.2%)	1,409 (1,450) 67.2% (68.7%)	57 (49) 2.7% (2.3%)	481 (461) 22.9% (21.8%)	25 (27) 1.2% (1.3%)	37 (2) 1.8% (1.6%)	632 (611) 30.1% (29.0%)	2,098 (2,110) 100.0% (100.0%)	
21～30人	42 (35) 8.9% (5.8%)	409 (406) 66.9% (66.8%)	9 (6) 1.5% (1.0%)	136 (144) 22.3% (23.7%)	4 (6) 0.7% (1.0%)	11 (11) 1.8% (1.8%)	193 (196) 31.6% (32.2%)	611 (608) 100.0% (100.0%)	
31～300人	47 (54) 3.2% (3.6%)	1,000 (1,044) 67.2% (69.5%)	48 (43) 3.2% (2.9%)	345 (317) 23.2% (21.1%)	21 (21) 1.4% (1.4%)	26 (23) 1.7% (1.5%)	439 (415) 29.5% (27.6%)	1,487 (1,502) 100.0% (100.0%)	
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	88 (94) 80.4% (87.0%)	3 (2) 2.8% (1.9%)	18 (12) 16.8% (11.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	18 (12) 16.8% (11.1%)	107 (108) 100.0% (100.0%)	

※ ( )内は、令和5年6月1日現在の数値。  
 ※ 「65歳以上定年」の企業数は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。  
 ※ 「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。  
 ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。

表6 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)			継続雇用者数	
		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇用 された者)	継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	継続雇用者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	78	5 2.0% (5.2%)	244 96.8% (94.1%)	3 1.2% (0.7%)	0 0.0% (0.0%)	
うち女性	29	2 2.7% (4.6%)	71 97.3% (95.4%)	0 0.0% (0.0%)	0 0.0% (0.0%)	

※ ( )内は、令和5年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。  
 ※ 本集計は、令和5年6月1日から令和6年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。  
 ※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが100%とはならない場合がある。